（女性労働基準規則の一部改正）

第五条　女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（危険有害業務の就業制限の範囲等） **第二条**　法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。 一～十七　（略） 十八　次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務 イ　（略） (1)　（略） (2)　(1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場若しくは石綿分析用試料等を製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務 ロ・ハ　（略） 十九～二十四　（略） 2　（略）	（危険有害業務の就業制限の範囲等） **第二条**　法第六十四条の三第一項の規定により妊娠中の女性を就かせてはならない業務は、次のとおりとする。 一～十七　（略） 十八　次の各号に掲げる有害物を発散する場所の区分に応じ、それぞれ当該場所において行われる当該各号に定める業務 イ　（略） (1)　（略） (2)　(1)の業務以外の業務のうち、安衛令第二十一条第七号に掲げる作業場（石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場を除く。）であつて、特定化学物質障害予防規則第三十六条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所における作業を行う業務 ロ・ハ　（略） 十九～二十四　（略） 2　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十年六月一日から施行する。

（様式に関する経過措置）

2　この省令の施行の際現に提出されている第一条の規定による改正前の石綿障害予防規則（次項において「旧石綿則」という。）様式第四号による申請書は、同条の規定による改正後の石綿障害予防規則様式第四号による申請書とみなす。

3　この省令の施行の際現に存する旧石綿則様式第四号による申請書の用紙は、当分の間、必要な改定をした上、使用することができる。

（罰則に関する経過措置）

4　この省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。